

野田市告示第 1 3 8 号

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 1 7 年野田市規則第 5 号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の 1 の様式を廃止し、及び 2 の様式を追加し、令和 6 年 5 月 1 4 日から施行する。

1 廃止する様式

- (1) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書
（特別徴収義務者用）
- (2) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書
（納税義務者用）
- (3) 市民税・県民税納入書兼領収証書

2 追加する様式

- (1) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書
（特別徴収義務者用）
- (2) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書
（納税義務者用）
- (3) 市民税・県民税・森林環境税納入書兼領収証書

令和 6 年 5 月 1 3 日

野田市長 鈴 木 有

年度 給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに野田市賦課徴収条例第33条の4第1項の規定によって、
年度給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。
この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内かつ処分があった日の翌日から起算して1年以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内かつ審査請求に係る裁決のあった日の翌日から起算して1年以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経たでなければ提起することができないこととされていますが、（1）審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日
野田市長

特別徴収税額						課税人員		非課税人員	
月 割 額 (備考)	人 数	納付額		人 数	納付額				
	6月分			12月分					
	7月分			1月分					
	8月分			2月分					
	9月分			3月分					
	10月分			4月分					
11月分			5月分						

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納付額										（摘要）	
住 所				氏 名	個 人 番 号											

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納付額										（摘要）	
住 所				氏 名	個 人 番 号											

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納付額										（摘要）	
住 所				氏 名	個 人 番 号											

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納付額										（摘要）	
住 所				氏 名	個 人 番 号											

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納付額										（摘要）	
住 所				氏 名	個 人 番 号											

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納付額										（摘要）	
住 所				氏 名	個 人 番 号											

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納付額										（摘要）	
住 所				氏 名	個 人 番 号											

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納付額										（摘要）	
住 所				氏 名	個 人 番 号											

特別徴収 義務者	氏 名 又 は 名 称		個人番号又は法人番号	

第79の2号様式

特 別 徴 収 税 額 明 細

所得	給与収入			主たる給与以外の合 算所得区分	営 業 等	農 業	不 動 産	利 当 子	配 当	給 与	雑 ・ 一 時
	給与収入 (所得金額調整控除後)										
	その他の所得計										
					総所得金額①						

所得 控 除	雑 損			
	医 療 費			
	社 会 保 険 料			
	小規模企業共済			
	生 命 保 険 料			
	地 震 保 険 料			
	障・寡・ひ・勤			
	配 偶 者			
	配 偶 者 特 別			
	扶 養 基 礎			
	所得控除合計②			

課 税 標 準	総所得③			
	山林・退職			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当等			
	先物取引			

控 配	老 配	扶 養 親 族 該 当 区 分						本人該当区分						繰 越 損 失
		特 定	同 老 人	16 歳 未 満	そ の 他	同 障 障	特 他 障 障	未 成 年 者	特 他 障 障	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生		

税 額	市	税 額 控 除 前 所 得 割 額 ④			
		税 額 控 除 額 ⑤			
		所 得 割 額 ⑥			
		均 等 割 額 ⑦			
	県	税 額 控 除 前 所 得 割 額 ④			
		税 額 控 除 額 ⑤			
		所 得 割 額 ⑥			
		均 等 割 額 ⑦			
	森 林 環 境 税 額 ⑧				
	特 別 徴 収 税 額 ⑨				
	控 除 不 足 額 ⑩				
	既 充 当 ・ 既 委 託 納 付 額 ⑪				
	既 納 付 額 ⑫				
	差 引 納 付 額 (⑩ - ⑫ - ⑩ , ⑪)				
	変 更 前 税 額 ⑬				
額	増減額 (⑨-⑬)				
	変 更 月				

納 付 額	6月分				10月分				2月分			
	7月分				11月分				3月分			
	8月分				12月分				4月分			
	9月分				1月分				5月分			

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この処分
に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内かつ
処分があった日の翌日から起算して1年以内に市長に対して審査請求をすることが
できます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受
けた日の翌日から起算して6ヶ月以内かつ審査請求に係る裁決のあった日の翌日
から起算して1年以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起
することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ
提起することができないこととされていますが、（1）審査請求があった日から3ヶ
月を経過しても裁決がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生
ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他裁決を経ないこと
につき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起する
ことができます。

年 月 日

◎稅額控除（調整控除）

[illegible][illegible]

◎ 视觉识别 (配三张纸)				

[illegible]

◎税額の計算方法			
◎税率			
◎所得控除			

◎所得控除	
-------	--

[illegible][illegible]

[illegible]

千 葉 県 野 田 市 個人市民税
個人県民税
森林環境税 領 収 証 書 (公)

市 区 町 村 コード						振 替 口 座 番 号						加 入 者 名								
						指 定 審 号						納入金額(1)								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を2本線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。						納 入 金 額	給与等 (一括徴収) のを含む	億	千	百	.	十	万	千	.	百	十	円		
							退職所得分													
							延滞金													
納 期 限						(2)	合計額				.				.					
(特別徴収義務者)											.				.					
住 所 又 は 在 地 氏 名 又 は 称							様							領 収 日 付 印						

(納入者保管)

千葉県 野田市 個人市民税 個人県民税 個人森林環境税 納入書 (公) (原符)

市 区 町 村 コー ド		振 替 口 座 番 号		加 入 者 名	
		指 定 番 号		納入金額 (1)	
納入すべき金額が右の納入金額 (1) の欄の金額と異なるときは、納入金額 (1) の欄を2本線で抹消し、納入金額 (2) の欄に記入してください。		納 入 金 額 (収入印紙の貼付)	百 十 百 	十 万 千 	百 十 百
			退 職 所得分 		
			金 延滞金 		
			額 		
			(2) 合計額 		
(特別徴収義務者)				領 収 日 付 印	
住 所 又は 所 在 地					
氏 名 又は 名 称					

(金融機関保管)

千葉県野田市 個人市民税
個人県民税
森林環境税 納入済通知書 (公)

市 区 町 村 コー ド		振 替 口 座 番 号		加 入 者 名	
		指 定 番 号		納入金額 (1)	
納入すべき金額が右の納入金額 (1) の欄の金額と異なるときは、納入 金額 (1) の欄を 2 本線で抹消し、 納入金額 (2) の欄に記入してください。		納 入 金 額 (2)	千 百 十 百 十 分 十 厘 百 十 千 円	, ,	
			退 還 所得 分	, ,	
			延 滞 金	, ,	
			(2) 合 計 額	, ,	
領 収 目 付 印		(特別徴収義務者) 住 所 又 は 在 地 所 氏 名 又 は 称			

納

(野田市保管)

納入申告書

(宛先) 野田市長

年 月 日提出

人員

十	億	千	百	十	萬	千	百	十	百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

果 民 税

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(受付印)

氏名又は
名称[illegible]